

大和市条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が実施する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設工事に関する測量、調査、設計業務等の委託、一般委託並びに物品の買受け（以下「建設工事等」という）に係る条件付一般競争入札を適正かつ円滑に行うため、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「条件付一般競争入札」とは、建設工事等の概要を公告することにより広く入札参加者を募り、競争性、公平性、透明性を確保するとともに入札参加資格に一定の条件を設定することにより、建設工事等の質及び履行の確実性を確保する競争入札方式をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要領で使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

(対象工事等)

第3条 条件付一般競争入札を実施する建設工事等は、原則として本市が電子入札システムを利用して発注する建設工事等であって、次に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が2,000,000円を超える建設工事
- (2) 設計金額が1,000,000円を超える建設工事に関する測量、調査、設計業務等の委託
- (3) 設計金額が1,000,000円を超える一般委託
- (4) 設計金額が1,500,000円を超える物品購入
- (5) その他市長が条件付一般競争入札の実施を認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、規則第3条の3に規定する入札参加者選考委員会において、建設工事等の性質、目的その他特別の事情により一般競争入札に適さないと認めた場合は、条件付一般競争入札を実施しないものとする。

(公告)

第4条 市長は、条件付一般競争入札を実施する場合は、規則第7条の規定に基づき公告するとともに、かながわ電子入札共同システムの入札情報サービスシステムに対象建設工事等の案件を登録掲載するものとする。

2 前項の規定による公告（以下「公告」という。）の内容については、入札情報サービスシステムに掲載するとともに総務部契約検査課（市立病院にあっては、病院総務課）窓口において閲覧できるようにするものとする。

(入札参加資格条件)

第5条 条件付一般競争入札に参加するためには、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 大和市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されているもので、対象建設工事等と同種の営業種目に登録がされていること。
 - (2) 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、公告の日現在において、停止措置処分を受けていないこと。
 - (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、その組合員が同一案件に参加していないこと。
 - (4) 共同企業体方式で施工する場合にあっては、特定建設工事共同企業体を結成すること。
- 2 前項に規定するほか、建設工事等の規模及び内容に応じ、入札参加資格条件として次に掲げる事項につき定めることができる。
- (1) 名簿に登録されている本店又は支店等の所在地条件に関すること。
 - (2) 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査における総合評定値の範囲に関すること。（建設工事のみ）
 - (3) 当該建設工事等を履行するに当たり必要な技術者の資格に関すること。
 - (4) 当該建設工事等を履行するに当たり必要な同種又は同程度の実績について定めること。
 - (5) その他市長が必要と認めるもの

3 特定建設工事共同企業体を結成する工事にあつては、各構成員ごとに、前項に規定する入札参加資格条件を設定することができる。

(入札参加者選考委員会)

第6条 前条に規定する入札参加資格条件は、入札参加者選考委員会において審議のうえ決定する。

(入札参加資格の確認申請)

第7条 条件付一般競争入札に参加を希望する者（以下「申請者」という。）は、電子入札システムの入力画面上において、競争参加資格確認申請書を作成し、電気通信回線を使用して送信するとともに、原則として次に掲げる付属書類を各一部添付し、公告に定める日までに市長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、付属書類については、第4条に規定する公告において、他の方法等により提出を求めた場合は、この限りではない。

- (1) 配置を予定している現場代理人及び監理・主任技術者等の有資格者の経歴と資格・雇用関係を証明する書面
- (2) 当該建設工事等と同種の施工実績又は業務実績を証明する書面
- (3) 最新の経営事項審査結果通知書の写し（建設工事のみ）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 特定建設工事共同企業体を結成する工事にあつては、前項各号に掲げる付属書類のほかに特別共同企業体協定書及び委任状を添付しなければならない。

3 提出書類及び一般競争入札参加者説明書は、公告の日より電子入札システムに掲載するものとする。

(入札参加資格の審査)

第8条 市長は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書が到達したときは、競争参加資格確認申請書受付票を電子入札システムにより発行するものとする。

2 市長は、前条の規定に基づき提出された書類の審査を行い、入札参加資格の有無について、申請者に競争参加資格確認通知書を電気通信回線を使用して送信するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第9条 申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該建設工事等に係る入札に参加することができない。

- (1) 第5条に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 第7条に定める提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 公告の日以後に大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置処分を受けたとき。

(現場説明会)

第10条 現場説明会は、市長が特に必要があると認める場合を除き、行わないものとする。

(設計図書等の確認)

第11条 対象建設工事等に関する設計図書等の確認は、原則として電子入札システムの掲載によるものとする。ただし、その他の方法により貸出し又は閲覧による確認とする場合は、一般競争入札説明書に示すものとし、公告において定めた入札参加資格条件に該当しない者から貸出し、又は閲覧の申出があった場合には、設計図書等の貸出し、又は閲覧を行わないものとする。

2 電子入札システムにおける設計図書の掲載期間については公告の日から申請書等の提出期限までとする。ただし、設計図書の貸出し又は閲覧をする場合は、時間、場所等については市長が指定する時間、場所等で行うものとし、期間については公告の日から申請書等の提出期限までとする。

(質問及び回答)

第12条 対象建設工事等に係る質問及び回答については、公告に定める期間内において電子入札システムを通じて行うものとし、その内容については電子入札システムに掲載するものとする。

(予定価格の事前公表)

第13条 条件付一般競争入札の執行について予定価格を事前公表する場合は、公告及び電子入札システムに掲載するものとする。

(入札方法等)

第14条 予定価格を事前公表している場合は、入札の執行は1回のみとし、再度の入札は行わないものとする。

2 前項に定めるほか、入札方法及び入札に係る注意事項については、公告等により別に定める。

(工事費内訳書の提出)

第15条 申請者は、予定価格を事前公表している場合は、内訳書を電子入札システムの入札書に添付し、電気通信回線を使用して提出しなければならない。

2 前項の内訳書の提出のない者は、当該提出に係る入札に参加できないものとする。

(入札保証金等の納付の免除)

第16条 市長は、入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき、又は市長において落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件について適用する。

附則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に公告を行った入札について適用する。

附則

この要領は、令和6年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に公告を行った入札について適用する。

附則

この要領は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に公告を行った入札について適用する。